

第十四條 會則ハ總會決議  
以外修正スルコトヲ得ス  
但シ急事ニ應ジテ理事會ニ  
於テ修正臨時事務取扱ヒ  
テ成スルコトヲ得

大正十一年七月

神戸商船小川  
八丁目九五  
神戸船工組